

平成28年12月13日

医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議

医療的ケアが必要な重症心身障がい児者に対する 大阪府の取組について(平成28年度)

大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課
大阪府教育庁教育振興室支援教育課

1. 重症心身障がい児者について

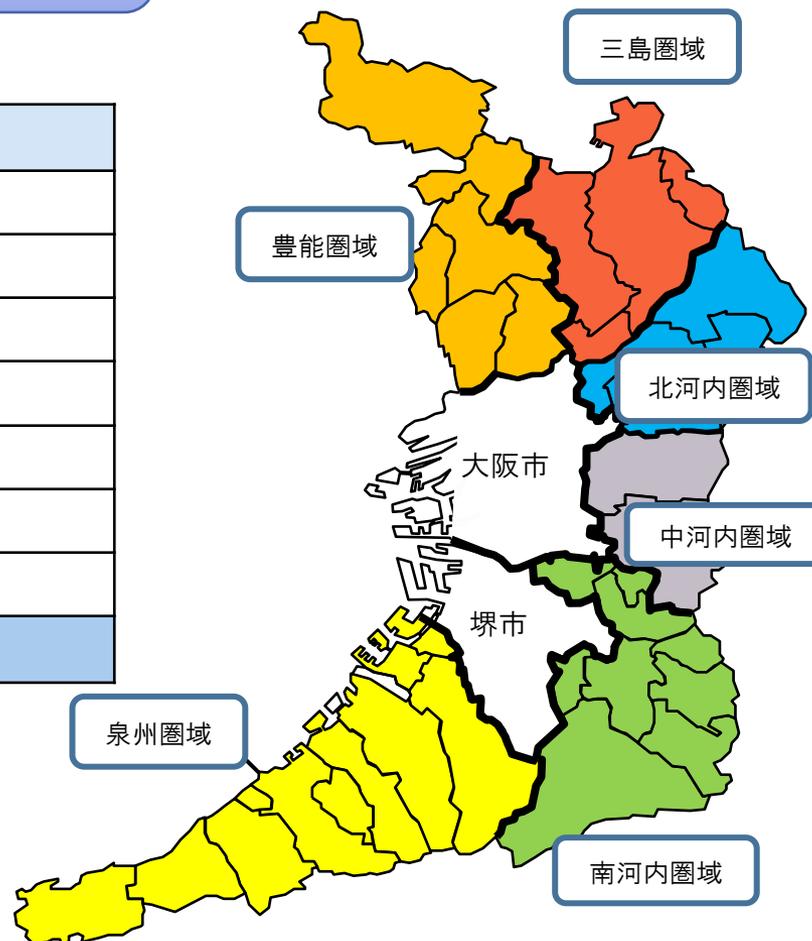
(大阪府の定義)

重度の身体障がい(身体障害者手帳1級又は2級)と
重度の知的障がい(重度)が重複している者

・大阪府内の重症心身障がい児者数(平成28年7月1日時点)

圏域	重症心身障がい児者数
豊能圏域	1,053名
三島圏域	738名
北河内圏域	1,188名
中河内圏域	848名
南河内圏域	552名
泉州圏域	894名
政令市(大阪市・堺市)	3,229名
大阪府内合計	8,502名

【年齢分布】18歳未満が約30%、
18歳以上40歳未満が約40%、40歳以上が約30%
【何らかの医療的ケアが必要】約50%(H27実態調査から推計)



28年度取組み 1 ケア連絡会議（協議の場）

重症心身障がい児者地域ケアシステム整備事業（平成26年度・27年度）

○平成25年度までに整理された課題の解決に向けて、平成26年度より医療機関を含む様々な分野が参画した地域ケアシステムの実践

- ◆医療機関を含む二次医療圏域ケア連絡会議を設置するとともに、市町村が調査した重症心身障がい児者とその家族の具体的な状況を分析し、地域生活の維持に必要なサービスの量と質を把握
- ◆重症心身障がい児者の福祉サービスの利用を促進するため、福祉サービス体験や介護者向け相談会・交流会、事業所向けの相談会を実施
- ◆重症心身障がい児者とその家族や支援者への情報発信

○重症心身障がい児者及びその家族の地域での生活を支えるためには、医療・福祉・保健・教育などの様々な支援者が関わる地域ケアシステムが構築され、実践される必要がある。その実践に必要な、医療、福祉、保健、教育などの機関が参画し、重症心身障がい児者及びその家族のニーズ把握の方法・傾向分析・有効な情報発信方法等について議論を行い、各機関で取り組む支援内容を決定し実践するケアシステムを運用するための核となる会議を、平成27年度に政令市を除く二次医療圏域ごとに府内5圏域に設置。

二次医療圏域ケア連絡会議の参画機関が、それぞれの専門分野のスーパーバイザーとして、当事者の状況、支援の場面に応じて、本来の果たすべき役割を果たしていく。また、各圏域ごとに、府が任意に設置している重症心身障がい児者地域生活支援センターの法人には、拠点として、各関係機関をバックアップする役割を担っていただく。

平成27年度における二次医療圏域ケア連絡会議の概要

設置状況	政令市を除く二次医療圏域ごとに設置（南河内圏域のみ26年度に先行設置）
開催	各圏域、年間5回開催
会議の構成機関	市町村医師会、地域病院、訪問看護ステーション、支援学校、児童相談所、保健所、重症心身障がい児者地域生活支援センター、市町村（※基幹相談支援センターも随行者として参加）、大阪府
設置目的	重症心身障がい児者の地域生活を支える各構成機関が、相互理解を深め、連携体制を構築するとともに、重症心身障がい児者の支援に係る課題について、法令等に基づく役割を各機関ごとに整理し、その課題解決に向けた取組を進めていく。
主な内容	<ul style="list-style-type: none">・「重症心身障がい児者及びその介護者の実態調査」について・「障がい福祉サービス等体験会」について・「医療的ケア実施相談会」について・「社会資源調査」について

ケア連絡会議＝ ネットワークの構築等を目的とした協議の場



- ・重症心身障がい児者の医療・福祉サービス利用は、市町村域にとどまらない、広域的な実態がある
 - ・個々の市町村単位では対象者が少なく、支援ノウハウが蓄積されない
- ⇒府主導で二次医療圏域ごとに設置

平成28年度二次医療圏域ケア連絡会議の概要

開催 (予定)	二次医療圏域(4圏域)で開催 ※11月末時点:各1回開催。2圏域で第2回を開催予定。
会議の 構成機関	市町村医師会、地域病院、訪問看護ステーション、支援学校、児童相談所、保健所、重症心身障がい児者地域生活支援センター、市町村(※基幹相談支援センター含む)、大阪府
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークの構築・維持とさらなる連携体制の強化 ・アンケート結果の詳細な分析に基づく課題共有 ・広域的な視点での情報収集と情報提供
協議内容	アンケート分析、災害への対応、個別ケース検討 等

【運営形態の工夫】

- ・会議を府と市町村の共同運営とする
- ・協議内容について、府と市町村で運営会議を開催して検討することにより、圏域ごとの問題意識に応じた協議議題を設定

【協議内容・出席者の工夫】

- ・より具体的な支援に結びつくよう、個別ケースの検討を協議議題に盛り込むことで会議を充実・発展させる。
- ・出席者についても、議題に応じて実務者レベルとするなど柔軟に対応する
- ・災害時の支援の在り方など、当事者・介護者のニーズが高まっていると思われる内容についても協議する

⇒将来的には、府と市の役割分担も踏まえ、既存の会議を活用するなどできるだけ負担の少ない方法で、より効果の高い地域ケアシステムの「協議の場」を継続する方法を検討

二次医療圏域ケア連絡会議の様子（平成28年度）

【三島二次医療圏域】



【中河内二次医療圏域】



<主な会議議題>

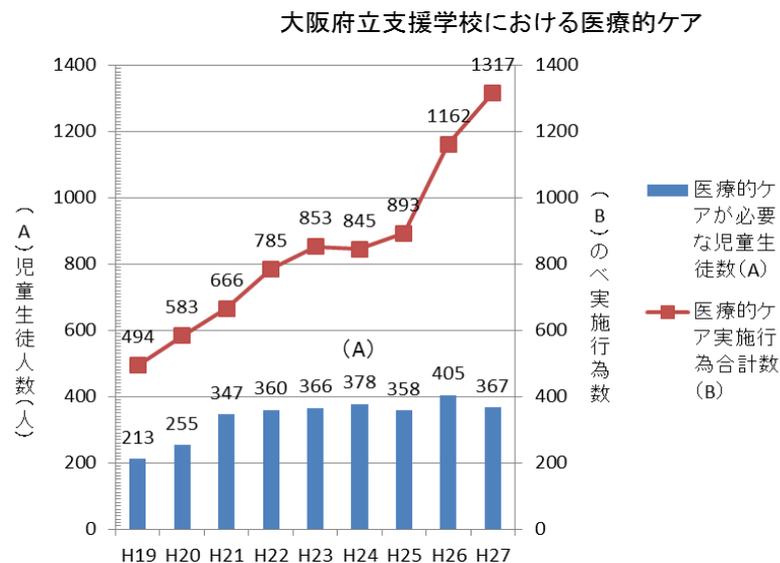
- 重症心身障がい児者及びその介護者の実態(アンケート)の分析について
- 大阪府からの連絡事項
在宅重症心身障がい児者支援者育成
研修事業等

(教育庁)

大阪府内の支援学校及び小・中学校における 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒

府立支援学校(H27年度)

区分	医療的ケアが必要な幼児児童生徒数(人)				
	幼稚部	小学部	中学部	高等部	合計
通学生 (寄宿舎生を含む)	0	143	80	80	303
訪問教育 (家庭)	0	13	6	3	22
訪問教育 (施設)	0	9	3	14	26
訪問教育 (病院)	0	10	4	2	16
合計	0	175	93	99	367



小・中学校(H27年度)

医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する学校数(校数)			医療的ケアが必要な児童生徒数(人)						
			小学校		中学校		小・中学校計		
小学校	中学校	総計	通常の学級	支援学級	通常の学級	支援学級	通常の学級	支援学級	総計
66	22	88	5	80	1	23	6	103	109

大阪府の支援学校及び小・中学校への看護師配置

府立支援学校

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」、
「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」による
教員の定数を活用して配置。

看護師	開始年度	備考
特別非常勤講師(看護師)	平成18年度～	29H/週を上限とし、学校の必要に応じて配置
高度医療サポート看護師	平成27年度～	国の教育支援体制整備事業補助金を活用
臨時技師(看護師)	平成28年度～	放課後の業務や泊を伴う行事にも対応
	平成18年度～	市町村医療的ケア体制整備推進事業

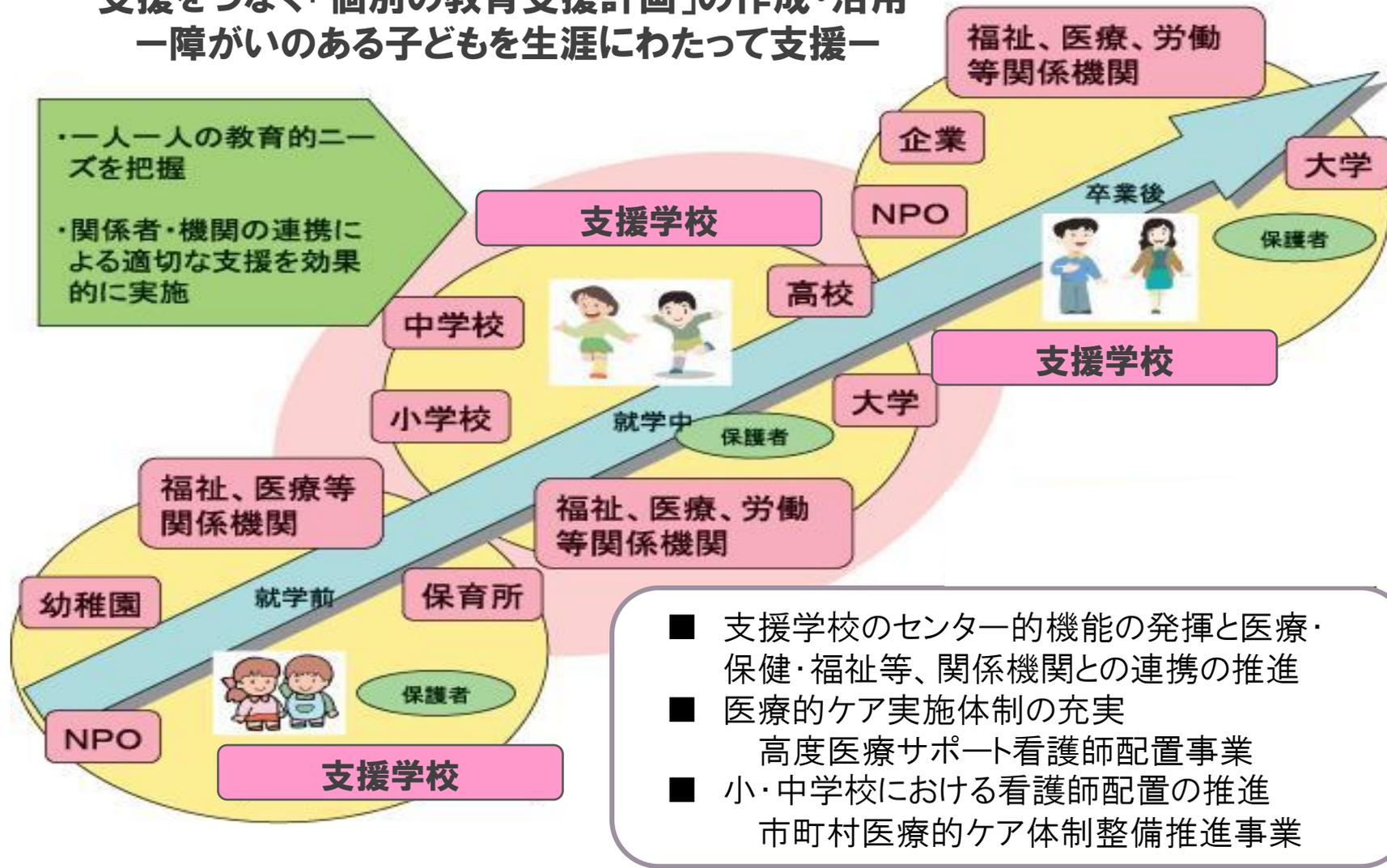
小・中学校

障がいのある児童生徒の重度・重複化、多様化が進み、地域の小・中学校においても医療的ケアを必要とする児童生徒が増加しているため、対象児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、平成18年度より小・中学校に看護師を配置する市町村に対して、その経費の一部について財政的支援を行っている。



就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の推進

支援をつなぐ「個別の教育支援計画」の作成・活用
—障がいのある子どもを生涯にわたって支援—



【府立支援学校】

研 修	対 象	開催時期	内 容	参加者数
府内支援学校教員等によるたん吸引等の実施のための研修 * 法定研修	府内支援学校に勤務する教員等	1. 4月～5月 2. 7月～9月	① 講義 ② シミュレータ演習 ③ 現場演習/実地研修	計191名
看護師配置支援学校における応用研修会	看護師・養護教諭 府内支援学校に勤務する認定証を所持する教員等	8月(地域毎に3回に分けて実施)	① 講義 ② 質疑応答	計 76名
臨時技師（看護師）専門研修会	臨時技師（看護師）等	H29年1月（予定）	① 講義 ② 質疑応答	計 18名（予定）

【小・中学校】

連絡会	対 象	開催時期	内 容	参加者数
市町村医療的ケア体制整備推進事業連絡会	市町村教育委員会担当指導主事等	10月	① 情報交換 ② 意見交流 ③ 事例検討（研究協議）	計 43名

その他の取組み 2 重症心身障がい児者に対応可能な訪問看護師育成研修 ・福祉サービス体験会

(目的)

○医療的ケアに対応できる介護職員・訪問看護師の不足に対応

・医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の在宅移行当初から関わり、当事者及び介護者の支援において重要な役割を担っている訪問看護師と重症心身障がい児者に対応可能な訪問看護事業所は依然として不足している。

⇒要因:重症心身障がい児者の状態像への理解・経験不足や、福祉サービスとの連携不足

○訪問看護師に、ネットワーク支援の“つなぎ役”としての役割を期待

【研修対象】

大阪府内（政令市を含む）に在住する重症心身障がい児者への支援に関わっている、または、関わる予定がある訪問看護師等（160名/年度）※政令市も含む府内全圏域で実施

【研修内容】

講義：計2日間（平成28年10月23日、30日）

国研修テキスト「在宅重症心身障害児者支援者育成 研修テキスト」を活用

実地研修：4圏域に分かれて1日

- ・拠点施設における重症心身障がい児者向け福祉サービス体験会・交流会に参加
- ・拠点施設での見学・体験実習（H28は府内4圏域で実施）



その他の取組み 2 重症心身障がい児者に対応可能な訪問看護師育成研修 ・福祉サービス体験会

(目的)福祉サービスを利用できていない重症心身障がい児の福祉サービスの利用促進、介護者の負担軽減等
訪問看護師等に重症心身障がい児者の特性や福祉サービスなどに関する知識を習得させる(訪問看護師育成
研修の一環として実施)。

【対象者】重症心身障がい児(者)とその家族等

【実施内容】

実施 圏域	対象圏域	開催日	内容	参加者数
大阪市	大阪市 堺市	11月26日(土)	親子通園における療育の体験談・通園担当看 護師講話	2組
三島 圏域	豊能 三島	12月4日(日)	福祉サービスの紹介・体験(ボールプール・ス ヌーズレン)、相談会	11組
北河内 圏域	北河内 中河内	11月20日(日)	福祉サービス体験(スヌーズレン・ミスト浴)、介 護者同士の交流会、看護師等によるケアの相 談	4組
南河内 圏域	南河内 泉州	11月19日(土)	福祉サービス体験(遊びの紹介)、福祉機器展 示(バギー、入浴補助具)、介護者同士の交流 会	13組

【体験会後のアンケートより】

- ・色々なご家庭の悩みが分かって共有できた。
- ・地域の違う方々との交流は色んなことを聞けて情報を得ることができ、年齢の幅があることも良かった。

福祉サービス等体験会の様子



◆人工呼吸器管理等高度な医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の受入が可能な短期入所事業所が府内にはまだまだ少ない状況

二次医療圏域ごとに、医療型短期入所事業所の整備を目指す

【事業の概要】

医療機関において高度な医療的ケアが必要な重症心身障がい児者を短期入所で受け入れた場合に、経費の一部を助成する。

事業主体 : 大阪府(28年度より、大阪市民・堺市民の利用についても対象)

助成事業所 : 医療機関が実施する医療型短期入所事業所(空床利用型のみ)

※大阪市民・堺市民の利用については当該市を通じて補助

助成額 : 1日あたり 10,300円を上限

◆実施医療機関 政令市を含む全8圏域中6圏域、10医療機関(28年9月現在。指定済み開設準備中含む)

圏域	法人名	医療機関名
大阪市	宗教法人在日本南プレピデリアンミッション	淀川キリスト教病院ホスピス・ こどもホスピス病院
豊能	医療法人篤友会	坂本病院(※)
		千里山病院(※)
三島	医療法人成和会	ほうせんか病院
北河内	医療法人和敬会	寝屋川南病院
南河内	地方独立行政法人大阪府立病院機構	大阪府立呼吸器・アレルギー 医療センター
	社会医療法人阪南医療福祉センター	阪南中央病院
泉州	特定医療法人新仁会	新仁会病院(※)
	社会医療法人生長会	阪南市民病院
	医療法人誠人会	与田病院(※)

※の機関については、実施に向け調整中

地域ケアシステム構築における課題

1. 広域的な連携の必要性

医療的ケアが必要な重症心身障がい児者への支援は、その専門性の高さから、市町村域にとどまらない場合が多く、また、障がい者全体の中でも少数であり、市町村単位では支援のノウハウが蓄積しにくいことが課題。

2. 人材の確保

- ①当事者を中心としたネットワークづくりを目指す上で、当事者の声の反映が不可欠であるところ、当事者の代弁者を含め、当事者と行政等とのコーディネート役が必要。

- ②個別ケースへの支援のためのネットワークづくりを目指す上で、重症心身障がい児者の状態像、医療的ケア、福祉サービスのいずれにも精通し、個別ケースについて助言・指導できる人材が必要。

府立支援学校における課題

1. 学校看護師の雇用や身分保障の問題
2. 医療的ケアを必要とする児童生徒の通学支援
3. 地域の医療機関、福祉施設等との連携

小・中学校における課題

- ・ 看護師不足の状況下での人材確保
- ・ 安全な医療的ケアを実施する上での医療機関や保護者との連携のあり方